

令和元年度福井県地域年金事業運営調整会議 議事録

開催日時：令和2年2月13日（木） 午後2時から午後4時まで

開催場所：福井市地域交流プラザ（AOSSA 内）6階 607研修室

出席者：

【委員】

稲山 幹夫 （福井県社会保険協会 会長）
北 明美 （福井県立大学 教授）
佐々木 信治 （福井県年金受給者協会 常務理事）
嶋田 勝 （福井年金委員会 会長）
高橋 和治 （福井県都市国民年金主管課長会 議長 鯖江市健康福祉部国保年金課長）
戸嶋 哲也 （福井県社会保険労務士会 会長）
野村 俊夫 （福井県教育庁高校教育課 主任）
畑 秀雄 （全国健康保険協会福井支部 支部長）
南 秀夫 （厚生労働省近畿厚生局 年金調整課長）

（敬称略：五十音順）

【日本年金機構】

本部 近畿地域第二部 服部部長
福井年金事務所 高谷所長
武生年金事務所 清水所長
敦賀年金事務所 高木所長
福井年金事務所 白崎副所長
福井年金事務所 岡本厚生年金適用調査課長
福井年金事務所 総務調整課 米澤
三宮年金事務所 大和田地域調整課長
三宮年金事務所 地域調整課 澤

本日の議事

1. 開会

事務局（岡本厚生年金適用調査課長）：開会宣言

2. 開会の挨拶

福井年金事務所 高谷所長 挨拶

3. 資料確認

事務局（岡本厚生年金適用調査課長）

4. 委員等紹介

事務局（岡本厚生年金適用調査課長）

5. 議事

北委員長挨拶

例年、この場をお借りして、大学で社会保障論を講義している者として年金について感じている事を話させていただいております。昨年は、若者の年金不信もさることながら、最近ではむしろ親御さんの世代が自分の子供達に対して間違った情報なり年金不信なりを伝染させているので、そちらの方の対処も必要ではないかと申し上げたのではないかと記憶しております。私事ではございますが、実は私も標準的な年金受給開始年齢の65歳を迎えまして、この時に国の方針に沿った訳ではございませんが考えるところがありまして受給開始年齢の繰り下げをいたしました。今のところの上限でございます70歳まで繰り下げて基礎年金、厚生年金共に、1.4倍くらいにしてやろうともくろんでいるところでございます。ただ、その折には自分から手続きをしないといけない。果たしてその年齢の時に、私がその事をちゃんと記憶しているかどうか不安ですが、それに関連して先程申し上げた立場から、授業の中で学生に対して学生納付特例について教えておりますし勧めています。特に卒業後10年以内であれば追納が出来る。追納をすれば老後の基礎年金が減額されるという事態を避ける事が出来る。という事も当然伝えているのですが、そこでつけ加えるのは、けれども追納しようと思う時は、自分で年金事務所にその意思を伝えて手続きを開始しなければならない。だから、あなた方卒業した時にその事を思い出してと言っている訳です。今日も議題に第1号被保険者の資格を取得する時の方式について、改善・変更がなされたというご説明があるかと存じますが、20歳の時は加入についても学生納付特例についても、一人ひとりに対して非常に熱心な広報あるいは勧奨がなされるのですが、卒業時に一人ひとりの学生納付特例利用者に対して、追納の手続きや追納するとこのような利益がありますというような広報は、必ずしも十分ではないのではないか。あるいは、自分で手続きを開始しないと納付書も送られてこないというあたりについて改善の余地があるのではないかと感じているしだいです。この調整会議で、この事を取り上げるのが適当かどうか分かりませんが、所長を始めとして機会がありましたら関係各所に是非お伝えいただければと存じます。本日は年一回の会合でございます。貴重な場でございますので、是非積極的なご意見を賜りたくよろしくお願い申し上げます。これで挨拶に代えさせていただきます。

議事に入ります前に本日の委員出席状況についてご報告申し上げます。福井県地域年

金事業運営調整会議設置要綱第4条第2項に調整会議は委員の半数以上の出席により成立すると規定されております。御覧のように、議員定数9名に対して本日の出席はありがたい事に9名全員でございまして過半数に達しております。本会議が有効に成立している事をご報告申し上げます。ありがとうございます。それでは議事に入りたいと思います。議事につきましては事務局からの説明を受けまして、その後皆様からのご質問ご意見をいただく形をとらせていただきます。それから最後の30分に事務局からの提起とは別に幅広く意見交換をする時間をもうけさせていただいておりますので、その心づもりでご発言いただければと存じます。

議事（１）令和元年度「地域年金展開事業」事業実施結果報告について

北委員長

議事の一番目令和元年度地域年金展開事業実施結果につきまして、事務局からご説明をお願いします。

事務局（高谷所長）

資料により「令和元年度「地域年金展開事業」事業実施結果報告」について説明。

事務局（白崎副所長）

年金セミナーアンケート集計結果報告について説明

北委員長

ありがとうございました。只今の事務局の説明に対しまして、ご質問ご意見はございませんか。挙手願います。

高橋委員

ご報告いただきましたアンケートの結果ですが、高校生を中心に非常に良いアンケート結果ですが、どのような内容でセミナーをされているのでしょうか。

事務局（白崎副所長）

パワーポイントによる資料を映写しながら、生徒の皆様へは資料を配布して、基礎年金は3種類ある等具体的な制度説明、それと併せて学生が対象のためご自身が20歳になった時は加入しなければならない、また保険料の納付義務・未納のまま放置していれば将来年金が出ないといった内容を図柄にした資料を配布し説明しております。

高橋委員

アンケートの結果が素晴らしいものでしたので、親御さんが分かってらっしゃらない方がおられる。結局、年金を免除した事で得したと思ってらっしゃる方が多いので、根本を分かっていたきたいので良い資料があれば出していただきたいと思いました。

事務局（白崎副所長）

資料について回覧させていただき、拝見いただければと思います。

また、いただきましたご意見は今後セミナーを実施していくうえで、メリット・デメリットも含めましてちゃんと説明出来るような資料にして参りたいと思います。

北委員長

例年資料にも入っておりましたので郵送でもお送りいただければと思います。

事務局（白崎副所長）

了解いたしました。

北委員長

他にご意見ございませんでしょうか。

畑委員

2点あります。1点目が、年金委員活動支援事業の表彰式の関係で年金委員と健康保険が分かれていて一体化するという話が以前あったと思いますが、表彰式にしても年金も表彰して健康保険も表彰するという事であれば時間もかかり、表彰を受けられる方も退屈そうですので一本化すれば合理化になると思います。

2点目が、学生向けのセミナーの件で、超高齢化社会になりましたが、私が学生の頃は大学の一般過程で社会保障について触れるという事があまりなかった。委員長、現在は教育課程で社会保障的な授業はあるのでしょうか。

北委員長

一つ目の答えは事務局からいただくとして、二つ目の件ですが、私の勤めている県立大学では看護福祉学部 of 社会福祉学科・看護学科および経済学部それぞれ3つで社会保障関係の授業をしております。大体どこの大学でもそんな感じではないかと思います。確かに昔はあまりなかったですね。

畑委員

今は年金も大事ですし、健康保険も大事ですし、更に介護とかものすごく基準が増えてきていますので、我々も上から学生等若い人向けに教育をしたらどうだと言われている。ますます大学でも学生向けの教育もしていく必要がありますし、プラス具体的な話も加味していく必要があると思いました。

北委員長

1点目のご質問で、表彰式で二つの分野を統合する事はどうかというご提案が昨年あったと思いますが、その後ご検討をいただきましたかという話かと思いますがいかがでしょうか。

事務局（高谷所長）

その時の話がどのような経緯でされたか分かりませんが、社会保険の中で健康保険と年金に分かれた経緯がある中で、また一つにするのはなかなか厳しい話ではないかと思います。組織的に表彰していくとなった時はそれぞれが表彰していかざるを得ないのかと思いますし、一つになったとしても、例えば分野別に健康保険分野とか年金分野という形でやっていくしかないのかと思います。協会健保であれば健康づくりとか、昔社会保険の表彰式の中では事業所向けの表彰もあったかと思います。その分が今は協会健保に移ったが、年金の方には残っておりませんので、それをまた一つというのはなかなか私共下から言っていく内容ではないと思います。

畑委員

一本化されている県が多いと聞いたのですが、福井はされてないので何故かと思いました。

北委員長

今おっしゃっているのは、表彰というよりは説明会が一本化されている、あるいは同日に開催されている所があるという事ですか。

事務局（高谷所長）

委員と言う事ですね。

畑委員

委員です。

事務局（高谷所長）

私も他の県を回っていますが一本化された県は聞いたことないです。ただ、健康保険委員、年金委員を媒体とした組織・委員会を一本化で作っている所はございます。私が以前居た滋賀県では、年金委員会とか健康保険委員会というのはなく、社会保険委員会あり、その中に年金委員と健康保険委員を含めてやっているというのはございますが、組織自体が違うので年金委員・健康保険委員を一つにするのはないかなと思っております。

北委員長

表彰される側が時間的に苦痛だというご意見もありましたので、引き続きご検討をよろしくお願いいたします。

他はいかがですか。では貴重なご質問ご意見ありがとうございました。他にないようでしたら、令和元年度地域年金展開事業実施結果につきまして、ご了承いただけますでしょうか。ありがとうございます。それでは、ご了承いただきましたので次の議題に進みたいと存じます。

議事（２）令和２年度「地域年金展開事業」事業実施計画（案）について

北委員長

議事の２番目でございます。令和２年度地域年金展開事業計画案につきまして、事務局よりご説明をお願いします。

事務局（清水所長）

資料により「令和２年度取組方針（案）」・「令和２年度事業計画（案）」について説明

北委員長

ありがとうございました。只今のご説明に対しまして、何かご質問ご意見おありの方いらっしゃいますでしょうか。

嶋田委員

国民年金のセミナーで若い人はよく分かると思うのですが、厚生年金に入ってから30歳くらいを超えた人が自分はかけた分必ず戻るという教育が広まってないので、事業所の説明会は行っているのでしょうか。

事務局（高谷所長）

年金制度の説明会という形になると思うのですが、機構といたしましては企業向けの制度説明会を行っています。要望があれば事務所の職員が赴いて対応するという事はやっておりますので、ご希望があればという事です。内容的に年金制度は幅広くありますので、どのような事が知りたいのかを、要望をお聞きして講義をやらせていただくという事はございます。

大々的に広報出来てないかも知れませんが、大きな事業所様に調査に入らせていただいた時にどうでしょうかという話はさせてもらっている事があります。小規模で少人数でもありかとは思いますが、私共としてはある程度お伺いする時は人数があった形でやらせていただけたらという事でございます。

嶋田委員

分かりました。うちの職員等も250～300名近く居るのですが、かけた分は必ず戻ってくるという事を非常に心配しているので、元気で長生きすると必ず戻ってくるという事を言っているのですが、自分のかけた分だけ必ず戻ってくると何かに書いてあれば説明して欲しいと思います。

事務局（高谷所長）

説明会というだけではなくて、広報誌の中で事業所様にそういった情報を提供させていただいて、また事業所の中で回覧とか見る機会を作させていただいて、周知に努めるという事もあると思います。ただ、年金制度は生きている事というリスクの保証ですから、亡くなった時のところまでというのがなくて、全額戻ってくるものではないという説明が難しいところでございます。平均寿命まで生きていけば元は取れると思いますが、若い方は早く亡くなった場合どうなるのかと思っているのかと思います。そこを除けば大丈夫と言っていけると思いますので、そういった情報は提供させていただきます。

北委員長

遺族厚生年金や障害厚生年金もありますので、亡くなって老齢厚生年金にはとどかなくても受益というのもあると思います。ありがとうございます。他にご意見ご質問はありませんか。それでは只今の令和2年度地域年金展開事業計画（案）につきましてご了承いただけますでしょうか。ありがとうございます。ご了承いただきました本日の議事については以上となりますが、昨年10月から20歳到達時の国民年金資格取得手続きについて変更がございましたので、その点について事務局からご説明をお願いいたします。

事務局（白崎副所長）

資料により「20歳到達による国民年金第1号被保険者資格取得手続きの変更について」説明

北委員長

ご説明ありがとうございました。只今の説明につきまして、何かご質問ご意見ありますでしょうか。ありませんか。では私の方から、制度改正ではなくて事務手続きでこのような事が出来るのですか。学生納付特例事務法人を利用した場合は、職権適用を自動的にやるという事ですよね。行政レベルの命令改正ではなく、手続きで出来るものなのですか。

事務局（白崎副所長）

規則の改正がございまして、このような手続きが出来るようになりました。

北委員長

分かりました。ご説明ありがとうございました。

事務局（高木所長）

学生事務法人になったからそれが免除される訳じゃなくて、20歳は全て職権適用です。

北委員長

それはしばらくして本人が自分から申請をしなかった場合では。

事務局（高木所長）

今は全国民が20歳で職権適用です。

事務局（白崎副所長）

規則が改正され全国民の手続きが不要になりました。

北委員長

分かりました。冒頭で私が申し上げました学生納付特例（免除も同様）を利用した場合の10年以内の追納の件ですが、自分から追納しますと申し込まなければならないという問題があるだけじゃなくて、国民年金保険料を払う時と違って、口座振替やクレジットカード払いが出来ず、納付書でしか追納できないというのは今も変

わってないですか。

事務局（白崎副所長）

変更ありません。

北委員長

学生納付特例を利用するとか前納とか口座引き落としとかはすごく積極的に勧奨しておきながら、追納の便を図る事に関しては、同じような熱心さが見られないように感じられます。そのあたりもどのレベルでか分かりませんが、ご検討いただければと改めて思うしだいです。

事務局（白崎副所長）

追納期間につきましては、年2回追納勧奨状というハガキでご案内しており、そのハガキを持って申し込みをされる。納付したいという時に年金事務所で申し込みをされて納付書を発行するという事を行っています。

北委員長

勧奨のハガキを年2回送付というのは以前からされていたのですか。

事務局（白崎副所長）

以前から継続してやっております。

北委員長

ありがとうございます。他に何か関連してございますか。

高橋委員

20歳の方へお送りする資料ですが、方法論的に仕方がない事かと思いますが、根本的な「あなたの年金が賦課方式の中で支えてるんだ」という事があまりうたわれていない。せっかく高校生時代にきちんとセミナーを受けて分かった若者たちがそれを忘れても手続き的な事だけ知らされるというのは、すごくもったいないかなと思います。原点に戻るという事がもう少しあってもいいのかと思いました。

事務局（高谷所長）

貴重なご意見ありがとうございます。納めていただく事が基本ですので、それが高校時代のセミナーでは世代と世代の助け合いだと言っておきながら、学生納付特例中の時にそういったものが抜け落ちているというのは必要なところだと思います。

貴重なご意見として承って改善出来たらという事で上申したいと思います。

佐々木委員

20歳適用が変わったという事で、学生納付特例事務法人が設置されておれば学生からの免除申請が本人から出てくるという事です。福井県内の指定法人が4校でこれもそんなに大きい大学とかが含まれていない。これをもう少し強力的に進めて指定法人に協力依頼していただいたというか。昔からなかなか難しいところがあったと思いますが、これはセミナーの時にお願いするのではなくて、特別に進めたら良いのではないかと思います。

事務局（白崎副所長）

貴重なご意見ありがとうございました。先程、1月から3月のスケジュールを説明させていただきましたが、ご意見のとおりこれだけに特化して資料を持って大学に行きたいと考えます。

北委員長

只今の件、去年も一昨年も同じ事を申し上げたと思います。少なくとも県立大学の場合は、事務局に事情を聞きますととても人手が回らない。補助のお金（奨励金）が出るがわずかな金額で人件費追加分程にもならないと聞いております。福井県の方に強力的に申し出でもしない限り県立大学は動かないと思っておりますので、よろしければ参考になさってください。他にありますか。

畑委員

今日のお話とはずれるかも分かりませんが、私も1月で65歳になりまして、文書で案内がきました。内容を読んでいきますと分からない。結局、東京の相談窓口に電話をかけて予約番号を取ってお話をさせていただいたのですが、繰り下げた方がいいのかそのままがいいのか、そのあたりがあまり具体的な説明がいただけない。年金機構として、言いにくい部分があると思うのですが、僕らが聞きたいのは、例えば3年繰り下げてその時から受給したら回収するのにはどれくらい長生きしたらいいのかとか、そのあたりが知りたいがなかなか相談してもはっきりしたお話はいただけなかった。もう少し具体的な事例をのせて、こういうケースの場合はいくつくらい以上長生きしたらプラスマイナスゼロになりますというのがあれば分かりやすく、電話をかける手間暇もかかりませんし。我々も健康保険の方から色々な文書を送るのですが必ず問い合わせがくる。どうしても専門用語を使うと読んで分かりにくい。もっと簡単に短く書いたらと言うのですが、そうすると漏れてしまうというリスクがあるので、どうしても長々しい文書を書いてしまう。理屈としては分か

るのですが、これからはあまり長い文書は書かずにポイントで入れると非常に分かりやすいのではないかなと思います。

北委員長

ありがとうございます。議事進行の整理をさせていただきます。まずは事務局の方から20歳到達時の手続きの変更にかかる説明をしていただきまして、質疑応答もございました。このご説明については、質疑応答一区切りしたものととしてよろしいでしょうか。ありがとうございます。では、今ほどのご意見を含めましてこの先は16時前まで自由な意見交換の時間にさせていただきたいと思います。今ほどのご意見に関して何か事務局の方からお答え等はございますでしょうか。

議事（3）意見交換

事務局（高谷所長）

もっともな話です。年金制度自体がつぎはぎというか制度自体が繰り返し公平改革というか、続けてきた事によるデメリットというか、昔から抜本改革という話が出てはいるが出来ていない。こういう人にはこうやっていこうとやってきた制度なので、1歳違っても貰う歳が異なったり金額の計算が変わってくる事もございます。1つに纏めてお話しすべき事はあるが個別に知りたい場合は、どういった事を知りたいかおっしゃっていただかないと、こちらからこうですよという説明に至らない。それが現状ですので、知りたい事をおっしゃっていただければ、回答に繋がられると思います。

北委員長

ありがとうございます。その辺りは社会保険労務士会の方からコメントはありますか。

戸嶋委員

先程、畑支部長もおっしゃいましたが、表彰式の調整の問題、一本化は出来ないのでしょうか、以前は社会保険委員がおられて社会保険委員表彰があった。それが行政の都合で健康保険と分けられ二つの種類の委員さんが出来た。この制度は適用も保険料の回収も給付の手続きも、かなり企業にかぶせているところがあり、企業ではどちらも同じ方がされたりするので調整出来ないのかと思います。畑さんがおっしゃったのは表彰される委員の皆さんにとって時間が長くて大変そうだというのを改善出来たらいいだけなので、別に表彰が一本化出来なくても何とかなるのかと思います。年金については、基本は平均寿命まで生きたら元が取れるという事でいいですね。それ以上となれば繰り下げして年金を受ければ、それ以上生きれば得す

るのがどんどん増えていくという事です。先程、所長にもふれていただきましたが、社会保険労務士会も10月に無料相談会を広く住民の皆様に対してアピールしながら相談を受けたりしていますが、去年の議事録を見ますと社労士会もやるし年金事務所もやるし、お帰りにになりましたけれど、稲山委員は税務署もやるし、学校は色々持ち込まれる。もう少し相乗効果が出るように出来ないかという事でご相談をさせていただけるとありがたいです。

北委員長

ありがとうございます。今の件に関連して教育庁からいらしている野村さんの方からよろしければお願いします。

野村委員

今年度高等学校でのセミナーの生徒達にされているのですが、2～3年前に90分とか100分で講義型のセミナーを提案されても、なかなか学校はコマを補充するのが大変なので柔軟な対応をお願いしたいといった事を思い出しました。現在は、40分や50分でポイントを絞って生徒が参加するようなスタイルで工夫をいただいたおかげで、学校もそれならこの年に入れるかなという反応があったのかなと思います。

1回こういうものをやって、面白かったとか生徒が理解してくれると学校は引き続き続けるのではないかなと思いますので、今後もこういった形で続けていただければなと思っております。

北委員長

ありがとうございます。事務局から追加的なコメントはありますか。

事務局（高谷所長）

年金セミナーにつきましては、セミナーが出来た当時は講義式でやってましたので、学生もつまらないような感じでした。現在はキャッチボール型でクイズを行ったり、飽きさせない工夫をしておりますので、このアンケートの結果に繋がっており、割と評価も良いのかと思っています。高校も細かく質問をしてくる学生が居るところもあれば、簡単な説明をして欲しいという要望が学校側からあったりする事もございますので、その要望になるべく沿った形で出来るように工夫していきたいと思っております。

北委員長

ありがとうございます。他にご意見ご質問などありますか。

戸嶋委員

セミナーの関係で資料を読ませていただいていると、セミナーを受けて年金に否定的な意見の中で出てくるのが、預金で大丈夫とか民間の保険で大丈夫というのがあるようです。もちろん皆さんはご存じだと思いますが、年金は一生ですが預金なり民間保険は一時金ですので、決定的に違う社会保障という事を早めに手を打つのがよいと思います。

北委員長

同感でございます。他にありますか。よろしければ、近畿厚生局から来られてます南さんよろしくお願いします。

南委員

先程、佐々木委員の方から、学特法人の取り組みについてもっと適用拡大をしたらいいのではないかというご意見がありました。福井県の方で1件法人の適用拡大をされたという事をおっしゃっていただいておりますが、なかなか協力していただける法人が少ないという事でしょうか。

事務局（高谷所長）

先程、北先生の方からもお話ありましたとおり、やっていただけるのがないという事ですし、引き続きこの制度についての説明と要請を続けたいと思います。学生にとってプラスになる事ですので、何とかご理解を得たいと思っております。

北委員長

例えば、県立大学だと永平寺キャンパスと小浜キャンパスがある。両方に置かなければいけない。まして、もっと大きい都会の私立大学だとそれこそ一つの市の人口レベルの学生数がいってキャンパスが幅広く幾つもの事になると、なかなか大変だと去年も確か話が出たと思います。

南委員

私共も適用拡大に向けて毎年勸奨状等の発送をしており、去年も396件くらい発送したと思います。電話での問い合わせは結構あるのですが実際に話を聞いていただけたのが、6～7件あったと思います。話をさせていただくと、大きな大学ですと色々なキャンパスがあるという事もありますし、各大学・専門学校で人手不足であったり、業務多忙という事もあります。平成30年3月からマイナンバーでの届

け出が出来るようになり、そのマイナンバーの管理に躊躇されている法人もたくさん見受けられるところです。この制度は大事ですので、来年度に向けて適用拡大に努めて参りたいと考えております。また、来年度早々に地域部と連絡を取らせていただき進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

北委員長

ありがとうございます。そろそろ終了時刻も迫ってまいりましたが、最後にご発言なされる方はおられますでしょうか。

高橋委員

基本的に元が取れるとか納めた分が戻ってくるとか、そういったものじゃないという事を我々は窓口で申し上げなければならない。当然健康保険であるとか、後期高齢者医療制度であったとしても、我々は大事な部分を支えていると、日本国が続く限り制度は続く訳ですから、そういった意識で我々は仕事をしております。今更申し上げる事ではございませんが、どうもそうじゃない議論に我々窓口でもなってしまうがちですので、そういったところは忘れたくないです。

北委員長

ありがとうございました。それでは時間も参りましたので、本日の議事はこれで終了させていただきますが、よろしいでしょうか。では、事務局の方で引き取っていただきます。

6. 閉会の挨拶

本部 近畿地域第二部 服部部長 挨拶

7. 閉会

事務局（岡本厚生年金適用調査課長）

委員の皆様方におかれましては、お忙しい所お集まりいただき、多くの貴重な提言を賜り、また、各議事につきご了承いただきありがとうございました。次回の会議につきましては、委員長と調整させていただき事務局より改めてご連絡させていただきますので、よろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。